

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 6月 (注)
 【主管課・室】 自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室
 【評価責任者】 野生生物課長 名執 芳博
 鳥獣保護業務室長 瀬戸 宣久

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 8 - (4) 野生生物の保護管理
施策の概要	希少野生動植物については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」という。)に基づき、個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定を行い、その保護増殖を図るとともに、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行う。また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化を図る。さらに、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)に基づき、遺伝子組換え生物の国内使用規制を実施するとともに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」という。)に基づき、外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等を実施し、生物多様性等への影響を防止する。
予算額	2,105,766 千円

(注)平成17年6月に施行された外来生物法をふまえ、取りまとめた。

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を通じて種の保存を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化により、野生鳥獣と人との共生を図る。さらに、遺伝子組換え生物及び外来生物による我が国の生物多様性への影響を防止する。
達成状況	希少野生動植物については、生息状況等の調査による現状把握を行うとともに、種の保存法に基づき、11種の国内希少野生動植物種の指定、13種の保護増殖事業計画の策定を行った。 鳥獣の保護管理については、特定鳥獣保護管理計画制度の推進などを行った。

	<p>遺伝子組換え生物については、カルタヘナ議定書の国内担保法であるカルタヘナ法を整備し、施行している。</p> <p>外来生物については、外来生物法を整備し、37種類の特定外来生物の選定等を行い、平成17年 6月 1日より施行している。</p>
--	---

下位目標1	<p>レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。</p>
達成状況	<p>レッドデータブックの改訂、レッドリストの見直しに向けて検討作業を進めた。また、希少種に関する調査研究を行った。</p>

下位目標2	<p>希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。</p>
達成状況	<p>ワシントン条約締約国会議の結果を踏まえ、国際希少野生動植物種の追加指定及び削除を行い、希少種の譲渡規制を適切に行えるよう措置した。</p> <p>新たに、アマミノクロウサギをはじめとする11種を国内希少野生動植物種として指定するとともに、アユモドキなど13種に関する保護増殖事業計画を策定した。</p> <p>他の種の保護増殖事業計画策定に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行った。</p>

下位目標3	<p>鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、あわせて、猟具の使用に係る危険を予防する。</p>						
参考指標	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H - 年度
国指定鳥獣保護区指定箇所数	54	54	56	59	60		-
達成状況	<p>鳥獣保護法に基づき、特定鳥獣保護管理計画の推進、国指定鳥獣保護区の新規指定等を行った。</p> <p>鳥獣保護法の附帯決議を踏まえ、「野生鳥獣保護管理検討会」において、今後の鳥獣保護及び狩猟の在り方について、基本的な論点とそれへの対応の方向性を検討し整理した。</p> <p>国指定鳥獣保護区等のうち国際的に重要な湿地をラムサール条約の登録湿地とすべく、専門家による検討会を開催し、登録に向けた候補地の選定、関係者との調整を進めた。</p>						

下位目標4	生態系等に悪影響を及ぼす外来生物への対策に必要な法整備を進める。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の的確な運用により遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。
達成状況	<p>遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響の防止については、カルタヘナ法を着実に運用し、遺伝子組換え生物等の使用に係る第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）の審査等を行い、遺伝子組換え生物の環境中での使用に際して生物多様性影響の防止を図った。</p> <p>外来生物による生物多様性への悪影響の防止については、外来生物法を整備し、基本方針の策定、第一次指定として37種類の特定外来生物の選定（閣議決定）等、施行準備を行い、6月より施行した。</p>

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】（公益性、官民の役割分担等）</p> <p>野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民の生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的に施策を行う必要がある。特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による競合や捕食等による絶滅のおそれのある種の増加、野生鳥獣による農林業等への被害の発生、外来生物による生態系への悪影響の懸念などへの的確な対応を求める行政ニーズの高まりを踏まえると、国による施策の必要性は高い。</p> <p>【有効性】（達成された効果等）</p> <p>希少野生動植物種の調査とリストアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドデータブックの改訂、レッドリストの見直し検討作業により希少野生動植物のリストの管理上進捗があった。また、調査研究により希少野生動植物に関する新たな知見、情報を得た。 <p>希少野生動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種を新たに指定するとともに、保護増殖事業計画の新規策定、保護増殖事業の推進等により、希少野生動植物の保護施策の進捗が見られた。 <p>野生鳥獣の保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の進捗、国指定鳥獣保護区の新規指定等により保護管理上進捗が見られた。
----	---

	<p>遺伝子組換え生物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法の施行により、遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等の生態系への拡散防止が図られた。 <p>外来生物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法の整備及び的確な運用のための施行準備を進め、施行を開始し、予防的観点から侵入の防止、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）等、総合的、体系的な外来生物対策に向けて進捗が見られた。 <p>【効率性】（効果とコストとの関係に関する分析等）</p> <p>野生生物保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進が外来生物等の対策の効率性を高める。</p> <p>< 目標に対する総合的な評価 ></p> <p>国指定鳥獣保護区の新規指定、国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖事業計画の新規策定などの施策を推進し、目標達成に向けて一定の成果を上げた。</p> <p>外来生物による被害防止のための法整備などの仕組みづくりについて大きな進捗が見られた。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>今後、さらに目標の達成を目指すためには、鳥獣保護法の見直し検討などによる、人と鳥獣との関係の再構築のための取組、野生鳥獣及び人畜に被害を及ぼすおそれのある感染症等の野生鳥獣の保有状況モニタリング等が課題である。また、カルタヘナ法の適切な運用を図るとともに、外来生物対策として外来生物法の的確な運用により生態系等に係る被害の防止を図る必要がある。</p> <p>下位目標1 希少野生動植物種の調査とリストアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物のリストアップ作業の一環として、レッドリストの見直しを行うこと、及び、そのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要である。

	<p>下位目標2 希少野生動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物の保護を更に進めるために、希少種の譲渡規制の適正化、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定、保護増殖事業等の着実な推進等が課題である。 <p>下位目標3 野生鳥獣の保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刻な農林業等への被害対策として、鳥獣の保護管理の推進を強化するとともに、鳥獣害に強い地域作りを進める必要がある。また、我が国社会の変化に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しを検討する必要がある。 ・国指定鳥獣保護区の設定を進めるとともに国際的に保全を進めるべき保護区等について、ラムサール条約湿地として登録を進める。 <p>下位目標4 遺伝子組換え生物及び外来生物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物による影響防止を図るため、予防的観点から、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の審査を適切に実施するとともに、自然環境中における遺伝子組換え生物の生育状況の把握に努める等、同法の適切な運用を図る。 ・外来生物対策としては外来生物法の的確な運用により、特定外来生物等の第二次指定、防除事業の実施などを進め、生物多様性への悪影響の防止、影響緩和対策の総合的・体系的な推進を図る必要がある。
--	---

政策への反映の方向性

反映状況の分類	理由の説明
1	<p>希少野生動植物種対策については一定の成果が得られているところであるが、種の保存への危機に対する対応として、さらなるレッドデータブックの見直し、保護増殖事業の推進を図る。また、鳥獣保護制度等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向けた鳥獣保護制度の見直しを進める。</p> <p>遺伝子組換え生物及び外来生物への対応については、法制度を整備し運用を開始したところであり、施策を継続することが必要である。このように、新たな政策ニーズの高まりを受けた制度整備を行った上で、野生生物の保護管理に向けた施策をさらに強化していく必要がある。</p>

特記事項

【目標の修正理由】

- ・表現の適正化を図ったもの。

【下位目標4の修正理由】

- ・カルタヘナ法の整備・施行は平成15年度に了しており、その的確な運用により生物多様性への影響の防止を図る段階となっているため。
- ・外来生物法が平成17年 6月から施行され、外来生物の輸入規制とともに、既に侵入している外来生物については必要に応じ防除などを実施することにより、我が国の生物多様性への悪影響の防止を図る段階となっているため。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 8 - (4) 野生生物の保護管理	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等
ア、希少野生動植物種の調査とリストアップ (下位目標1)	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努めレッドデータブックの改訂に反映。 ・必要性の高い種についてのモニタリング。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
イ、希少野生動植物種の保全 (下位目標2)	<ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡等の規制、国内希少野生動植物種の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・特定野生生物保護対策費 (238百万)
ウ、野生鳥獣の保護管理 (下位目標3)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて、猟具の使用に係る危険を予防。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・特定鳥獣等保護管理対策費補助 (106百万)
エ、遺伝子組換え生物及び外来生物対策 (下位目標4)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響を防止。 ・生態系に悪影響を与える外来生物の対策として捕獲などを実施するとともに、外来生物法の実施体制の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・遺伝子組換え生物対策事業 (70百万) ・外来生物対策費 (132百万)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) 1-8-(4) 野生生物の保護管理 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) 国指定鳥獣保護区指定箇所数	箇所	60 (H16年度)	- (-)
指標の解説(指標の算定方法) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国の指定する鳥獣保護区の面積及び箇所数			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 国指定鳥獣保護区設定状況 (平成17年 3月31日現在)(非公開)	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 -			